

【雇用形態の分類】

最近『契約社員』と聞くと大手自動車メーカーの契約社員(期間雇用者)の大量契約打ち切り話を思い浮かべます。期間の定めのある契約は契約期間が終了すると、また新たに契約を結ぶかどうかは会社の裁量にまかされているので人数調整しやすく、雇用の調整弁として活用されています。しかし、契約社員は正社員と比べなにが違うのか？契約期間さえ設ければ他は正社員と同じでよいのか？というところではありません。その他の雇用形態の内容も合わせて労働条件をまとめます。

☆社員の種類と一般的な労働条件の例

	直接雇用					直接雇用でない
種類	正社員	臨時社員				派遣社員 請負労働者 など
名称	正社員	契約社員 期間雇用者	パート タイマー	アルバイト	嘱託社員	
定義	終身雇用を前提に会社の根幹をにない、幅広く仕事をこなす者	専門性が高く期間の定めがある者	労働時間が短く日数は多い	労働時間が長く日数は少ない	定年退職後の再雇用者	
時間	1日8H	1日8H	1日6H	1日8H	健康状態に応じ決定	
日数	月20日	月20日	月20日	月15日		
期間	定年まで	1年更新	期間を定める場合もあり		1年更新	
給与	月給制	月給制 ※年俸制や賞与のない契約もあり	時間給制	時間給制	主に月給制	
その他	社内教育を通じて一般職⇒指導職⇒管理職へと育成する	職種がある程度限定され、臨時的補助的な仕事をこなす正社員へ登用される道もある			主に若手の教育指導係として活躍。臨時的補助的な仕事をこなす	

各会社によって違いはありますが、おおむね上記のような内容になります。直接雇用の種類は大きく2つあり、正社員は担当業務以外の仕事も幅広くこなし、社内教育や人事異動を通じてキャリアを形成する社員で、臨時社員は職種がある程度限定され臨時的補助的な仕事をこなし、人事異動がない社員です。

また雇用期間を定めた契約としても、初回以降の契約更新を行っていなかったり、契約延長を期待させる言動があった場合は、有期雇用から期間の定めのない雇用へ転化したとみなされる場合もありますのでご注意ください。

雇用形態は臨時社員でも職務内容は正社員と変わらず、将来的に会社を担って欲しいと思う社員には積極的に正社員へ登用し、会社の中で成長していく道筋を作ってあげてください。会社の将来図を描いて今から体制を整えてください。